

制度概要

長崎県緊急資金繰り支援資金保証（略称:県支援・米国関税）		
特 別 の 事 由		米国関税措置による環境変化
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)		県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、上記の特別の事由による経営環境の変化により、経営の安定に支障が生じている者であって、下記に該当すること。 米国関税措置に起因して、最近3か月間の売上高等が前年同月比で減少していること ※最近3か月とは最近1か月の売上高等にその後の2か月の売上高等の見込みを含む3か月をいいます。
対 象 資 金		経営環境の変化により生じた、経営の安定のために必要な設備資金及び運転資金
保 証 条 件	貸付限度額	一般分10,000万円以内 セーフティーネット利用分10,000万円以内
	保 証 期 間	10年以内(うち据置2年以内)
	返 済 方 法	原則として、分割返済
	貸 付 形 式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸 付 利 率	年1.30%
保 証 料 率	基 準 料 率	① 無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ② セーフティネット保証5号の場合 年0.75%
	適 用 料 率	① 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ② 物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③ 保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ① 無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.40%～1.00% ② セーフティネット保証5号の場合 年0.75%
責 任 共 有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
取 扱 金 融 機 関		商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
申 込 時 類 添 付 書		① 県が定める確認書 ② セーフティネット保証5号を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市長長の認定書 ③ 県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ④ その他保証協会が必要とする書類
留 意 事 項		① 取扱期間は令和7年7月1日から令和8年3月31日保証申込受付分まで ② 申込書の保証制度名欄は「県支援・米国関税」と記載 ③ 県支援・原油、県支援・コロナなど他の特別の事由によるものとは別枠の扱い